―― いま、新・開拓時代 ――

あたらしい北海道の創造（要旨）

（１９８３年２月21日）

横　路　孝　弘

北海道は無限の可能性を秘めた魅力あふれた大地です。その雄大さは、東北六県に新潟県を合わせた面積よりも大きく、オランダやスイスをも上回るものです。

可能性のすべてを産業と生活の両面で生かし、北海道の未来を切りひらいていくことが私の任務であると思います。

1. 新・開拓時代の三つの挑戦

私は、次の三つの課題に挑戦し新しい北海道の創造のために努力します。

(1) 新国際化時代への挑戦。

(2) 経済自立化への挑戦。

(3) 地域社会創造への挑戦。

① 地域社会における経済や生活がかつてなく深く国際社会と結びついています。これに対応しうる積極的な自治体外交、国際交流、輸出活動をすすめます。

② 域際収支赤字の解消と雇用不安のない自立した地域づくをすすめることが、私の「経済自立化」の狙いです。

一次産業の高次加工や観光のためのイベント企画などを工夫し、その充実をはかるとともに工業部門での先端技術化に大胆に取り組みます。

③ 北海道から「過疎」をなくし、豊かな地域社会の創造につとめます。

地場産業を起こし、〝まちづくり・むらづくり〟をすすめるとともに、都市と農漁山村との結びつきを強め、まとまりのある地域社会を育てます。

2. あたらしい北海道の創造

① 地場の産業活動と地域生活の結びつきを可能とし、誰もが、どこにいても安心して生計を立てられ、人間的な生活をおくることができる基礎的条件（ミニマム）を保障する「地域生活経済圏」の形成を促し、その確立をめざします。

② 先端技術の開発、実用化をふまえ、従来の枠を超えた産業の「地域的複合化」をはります。そのために必要な研究開発や技術の共同開発、情報管理などについて積極的に取り組みます。

③ 交通・情報はもちろん、医療・教育などの公共サービスについても今日の急速な技術革新の成果をとり入れ、とりわけ新しく開発されているＩＮＳ（高度情報通信システム）の導入を積極的に検討します。

④ 北方諸国、東南アジア諸国などど共同の各種国際競技や自前の国際的イベントに取り組み「世界に開かれた北海道」づくりにつとめます。

3. 表情豊な強い北海道経済を実現します

① たくましい北海道経済を確立するために、道外依度が高く最も立遅れている技術の開発と加工組立産業の育成につとめます。

② 地場産業の育成強化をはかるため、創業から販路開拓、技術開発までを含めた「地場産業振興条例」（仮称）の制定を行い、基金制度・技術情報センターを整備設置します。

③ 農業を国際的に通用するたくましい産業として育てるとともに、農産品の高次加工、農業関連産業の地域複合化を含めた「食品加工コンビナート」等の建設を促します。

④ 育てる漁業や沿岸漁業の振興をはかるため、五つの海域に対応した研究、試験体制を整備するとともに、漁業の国際化に応える「国際海洋大学」の道内設置をすすめます。

⑤ 元卸機能が弱く、小売業の近代化が課題になっている現状を克服するため、物流動向の管理や関連イベントなどの情報及びサービスを行う「総合流通情報センター」（仮称）の設置をすすめます。

⑥ 豊富なエネルギー資源を積極的に開発・活用し、エネルギー供給の多様化と小規模・分散型のローカル・エネルギー・システムの確立をめざします。

石炭については、当面、国の2,０００万トン体制を実現する方向で、現有炭鉱の維持、新鉱の開発につとめます。

⑦ 原子力発電所については、新規の建設を規制します。すでに着工されている泊原子力発電所に関しては、安全性を第一に考え、厳格な条

件整備を求めます。核廃棄物処理施設の道内設置には強く反対します。

⑧　苫小牧東部地区の工業開発については、その誘致産業の内容等について見直しを行い、さらに千歳・恵庭臨空工業地域との関連を考慮しつつ、その推進を図っていきます。また、増大する金利負担については、国の責任により解消するよう強く働きかけます。

4.　生活者の心がかよう「あたたかい」北海道をつくります

①　今日の教育問題の解決に、行政、教育関係者、父母、そして子どもらが一緒になって挑み、共に努力することが大切です。芸術、体育、海洋各大学の誘致など教育条件の整備はもとより、「教育とは何か」を道民の皆さんと共に問い続けたいと思います。

②　これからの福祉は、いわゆる障害者と健常者が一緒になって居宅生活や地域生活を送ることができ、かつ差別や偏見のない福祉意識を大切にする社会づくり（ノーマライゼーション）を基本にとりくみます。また、福祉への道民参加をうながすために、ボランティアの育成、活動の活発化をはかります。

③　多様な文化活動を積極的に推進するために、道機構の中に「文化の部屋」を作り、関連行政の整合性をはかるとともに、文化のための情報センターとします。「文化・スポーツ振興のため総合援助システム」を確立し、地域における文化施設の設置や文化・スポーツ活動に対して「文化振興基金制度」を創設します。

④　予防から治療、リハビリテーションまでの包括医療の確立やライフサイクルに応じた保健医療、症状に対応した病院システムの確保をはかり、「だれでも、いつでも、どこでも」安心して医療をうけられる北海道医療の確保をはかります。

⑤　季節労働者の通年雇用化をめざし、各産業ごとに最低雇用期間（月２０日以上、年間８カ月以上）の設定のため、長期計画を立案いたします。

⑥　アイヌ民族政策の基本を「生活自立」におき、従来までの救済的広政指導の姿勢をあらためます。「北海道旧土人保護法」についてはこれを廃止し、アイヌ民族の自立を基本においた新法の制定のため、先頭に立ってその実現をはかります。

⑦　豊かな地域社会の創造の重要な担い手として、女性が広く社会参加し、その能力を十分に発揮できる基盤づくりにつとめます。また、道政における各種審議会・委員会や各種のとりくみへの女性の参加を積極的にすすめます。

⑧　国際的視野にたった社会教育の充実につとめるとともに、世界各国の青年との交流や『国際青年サミット』など国際的イベントの開発はじめ、青年の国際交流を促進し、国際社会の友好につとめます。

5.　活力あふれる民主的な道政の推進

①　道政への道民参加を進めるとともに、一人ひとりの道民とはもちろ

ん、多くの市民団体や法人道民（企業など）、労働組合などと広く対話をすすめ、市町村も対等・協力の関係で行政をすすめていきます。

② 市町村を基礎的自治体として大事にする立場に立って、北海道庁を、市町村の「連合事務局」として自ら位置づけ、とりわけ全道的に及ぶもの、地域生活経済圏にかかわるものについて総合調整機能の補充を行うものとします。

③ 道民の道庁への信頼感の回復のために何よりも先ず庁内の民主主義を徹底するとともに、職員参加の道を開いて職員の資質の向上と姿勢の改善をはかり、活気ある庁内体制の実現につとめます。

④ 時代の変化や新しい政策課題に対応できるように、道行政機構については本庁機構や支庁制度の在り方を含め総合的に見直しをおこないます。

⑤ 北方領土の返還はすべての国民の願いですが、先住民族であるアイヌ民族の歴史からみても全千島列島は日本固有の領土であることは明らかです。ソ連に対して道の知事として主張すべきことは主張しつつも、日ソ平和友好外交を自治体を基盤に積極的にすすめ、日ソ友好の道を北海道からつくっていきます。また、国に対して平和的外交の推進を強く求めるとともに、道民の合意のもとでの返還運動の先頭に立って努力します。

⑥ 農産物の自由化、石炭対策など数多くの難問に対しては、北海道と道民の政治的代表としてリーダーシップを存分に発揮します。このため知事は、野与党の道議団・国会議員団をはじめ農業・漁業団体・経

済団体・市民団体・労働組合など、北海道の政治力結集の要となります。

⑦ 平和と民主主義は〃新・開拓時代〃の根本を保障するものであり、世界の完全軍縮の実現、国際平和と〃草の根民主主義〃の確立のために、北海道知事として積極的な役割を果していきます。